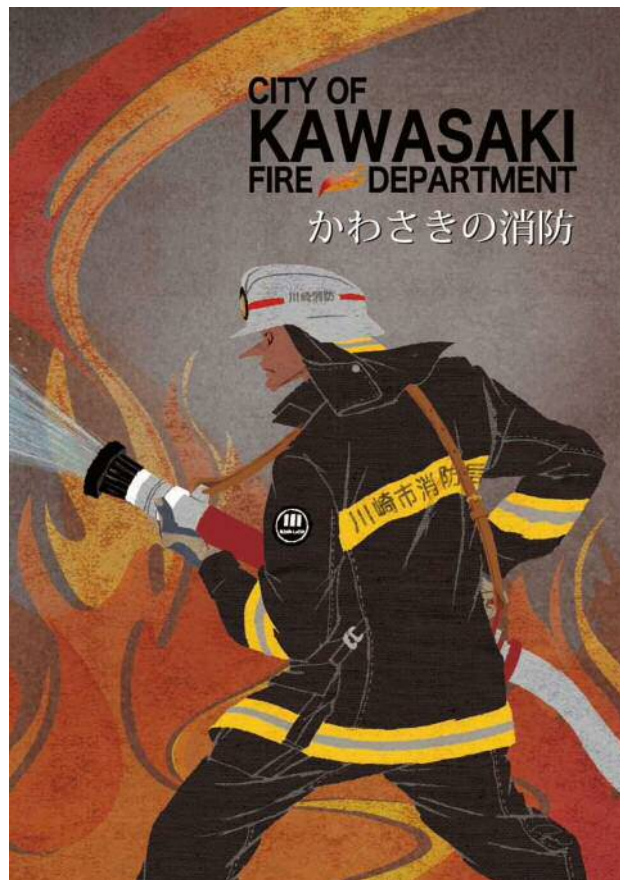


総括



平成29年度作成「かわさきの消防」表紙

平成 29 年 度 中 の お も な 動 き

- 4 月 消防職員の定数を改正し、定数を 1,407 人とした。
応急手当講習の民間への完全業務委託を開始した。
第 5 次地方分権一括法が公布され、火薬類取締法における事務・権限が神奈川県から本市へ移譲され、運用を開始した。
- 5 月 11 日、平成 29 年度川崎市消防救助技術指導会が川崎市消防訓練センター補助訓練塔完成後初の開催となり、第 42 回神奈川県消防救助技術指導会への隊員選考を実施した。
- 6 月 川崎区浮島にある J X T G エネルギー株式会社川崎製造所敷地内において、石油コンビナート等特別防災区域火災防ぎょ訓練を実施し、2 日間で 17 隊が参加した。
14 日、第 42 回神奈川県消防救助技術指導会が神奈川県総合防災センター・神奈川県消防学校で開催され、陸上の部 6 種目 47 人、水上の部 7 種目 39 人(重複含む)が参加、水上の部 6 種目(基本泳法・溺者搬送・人命救助・水中結索・溺者救助・水中検索救助) 16 人(重複含む)が第 46 回関東地区消防救助技術指導会へ選出された。
- 7 月 教育文化会館において、創設 55 年目を迎えた消防音楽隊が 150 万人都市を記念して定期演奏会を開催し、市民 1,620 名が来場した。
13 日、第 46 回関東地区消防救助技術指導会が山梨県・静岡県初の合同開催となり、山梨県消防学校(陸上の部)・静岡県立水泳場(水上の部)で実施され、水上の部に 6 種目 16 人が出場し、3 種目 8 人(溺者搬送・人命救助・溺者救助)が第 46 回全国消防救助技術大会に選出された。
- 8 月 第 46 回全国消防救助技術大会が宮城県の宮城県総合運動場(グランディ・21)で開催され、水上の部、各訓練(溺者搬送・人命救助・溺者救助)で合計 3 チーム 8 人が入賞した。
30 日、繁華街における防火対象物 14 対象 31 テナントに対し、神奈川県警察本部、川崎警察署、川崎区役所保健福祉センター衛生課及び川崎市市民文化局と合同で特別立入検査を実施した。
8 月 30 日～9 月 1 日、小規模雑居ビル 136 対象に対し、川崎市警察部、健康福祉局、まちづくり局及び建設緑政局と合同で特別立入検査を実施した。



平成29年度川崎市消防救助
技術指導会



石油コンビナート等特別防災地区
火災防ぎょ訓練



消防音楽隊定期演奏会



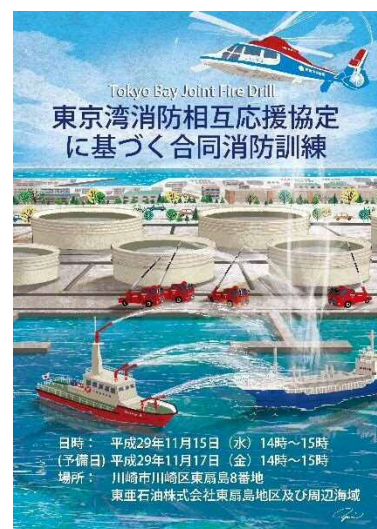
第 4 6 回全国消防救助大会

平成 29 年 度 中 の お も な 動 き

- 9 月 航空隊改築工事が完了し、運用を開始しました。
- 10 月 群馬県で、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練が実施され、6 隊 25 名が参加した。
- 11 月 東亜石油株式会社東扇島地区で、各協定都市及び協力機関が参加し東京湾消防相互応援協定に基づく合同消防訓練を実施した。
- 22 日、小規模雑居ビルの所有者に対し、川崎市警察部、健康福祉局、まちづくり局及び建設緑政局と合同で、複合ビルに係る人命の危害防止に関する説明会を開催した。
- 28 日、警防要員の査察技術向上を目的として、第 8 回査察技術競技会を実施した。
- 12 月 1 日～15 日、年末多忙期における物品販売店舗 48 対象に対し特別立入検査を実施した。
- 20 日及び 21 日、埼玉県さいたま市の特殊浴場火災を受け、特殊浴場 39 対象に対し、特別立入検査を実施した。
- 1 月 平成 29 年中の救急出場件数が、過去最多であった昨年の 68,439 件を超え、69,318 件となった。
- 2 月 麻生消防署王禅寺出張所改修工事が完了し、運用を開始しました。
- 2 月 13 日～3 月 9 日、北海道札幌市の下宿火災を受け、下宿等（火災が発生した防火対象物に類似する施設）10 対象に対し、特別立入検査を実施した。
- 3 月 消防指令システムを更新した。



緊急消防援助隊
関東ブロック合同訓練



東京湾消防相互応援協定に
基づく合同消防訓練



第 8 回査察技術競技会



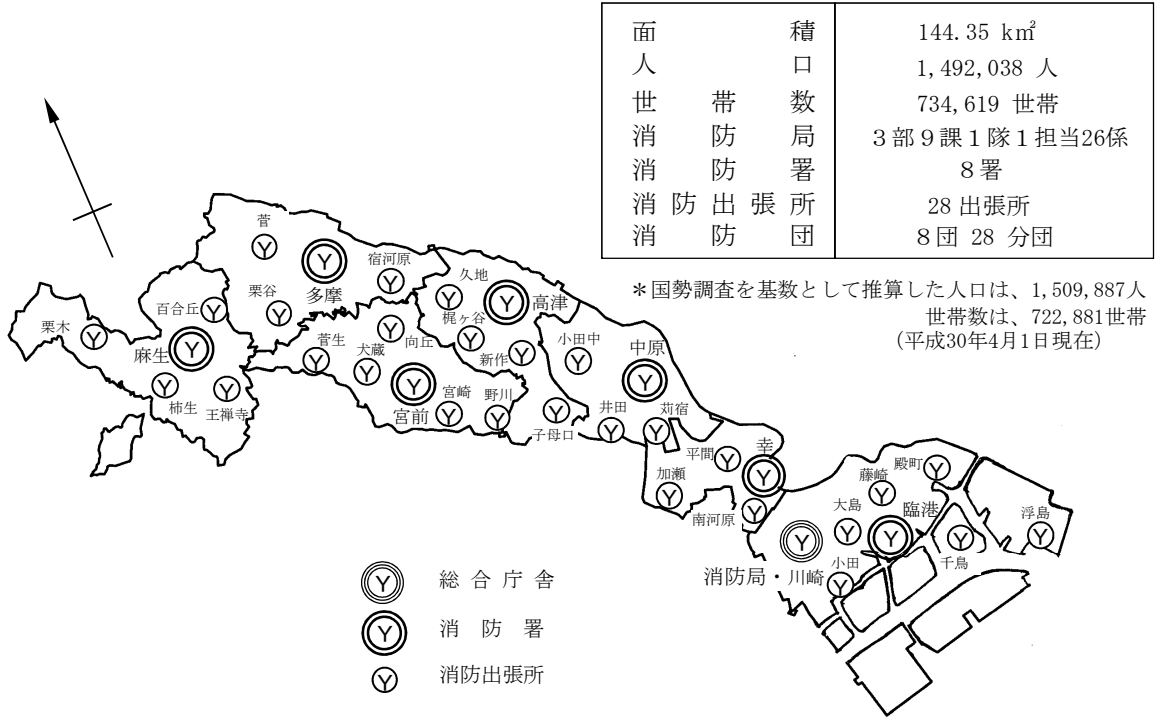
麻生消防署王禅寺出張所

川崎市の地勢及び署所配置図

(平成30年4月1日現在)

川崎市は神奈川県北東部に位置し、北は東京都、南は横浜市にそれぞれ隣接するほか、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいます。市域は、多摩川に沿って南東から北西へ延び、その最長距離は33.13kmにわたる細長い地形となっています。

また、丘陵地である北西部の住宅地域と、南東部の臨海工業地域という性格の異なった地域の結合により都市が形成されています。



臨港消防署					川崎消防署			幸消防署				中原消防署			
本署	浮島出張所	千鳥町出張所	殿町出張所	藤崎出張所	本署	小田出張所	大島出張所	本署	南河原出張所	平間出張所	加瀬出張所	本署	荻宿出張所	井田出張所	小田中出張所
◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
○	○	○	○	○	○	○		○			○	○			○

高津消防署				宮前消防署					多摩消防署				麻生消防署						
本署	子母口出張所	新作出張所	梶ヶ谷出張所	久地出張所	本署	野川出張所	宮崎出張所	向丘出張所	大蔵出張所	菅生出張所	本署	宿河原出張所	菅出張所	栗谷出張所	本署	王禅寺出張所	百合丘出張所	柿生出張所	栗木出張所
◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎
○	○				○				○		○	○			○			○	

凡例 ◎ 救急隊配置署所、○ 通信員配置署・出張所

署別の面積・世帯数・人口

(平成30年4月1日現在)

区 分	面 積 (km ²)	世帯数	人 口	1km ² あたり		管轄行政区
				世帯数	人 口	
市 全 域	144.35	734,619	1,492,038	5,089	10,336	—
臨港消防署	32.86	49,981	96,986	1,521	2,951	川 崎 区
川崎消防署	7.39	74,904	135,177	10,136	18,292	”
幸 消 防 署	10.09	81,451	167,086	8,072	16,560	幸 区
中原消防署	14.81	129,797	252,321	8,764	17,037	中 原 区
高津消防署	17.10	111,265	227,354	6,507	13,296	高 津 区
宮前消防署	18.60	102,390	229,634	5,505	12,346	宮 前 区
多摩消防署	20.39	106,117	208,033	5,204	10,203	多 摩 区
麻生消防署	23.11	78,714	175,447	3,406	7,592	麻 生 区

(注) 人口及び世帯数の使用数値は、住民基本台帳搭載人口(3月末日現在)によります。

管 内 情 勢

(平成30年4月1日現在)

区 分	署所数	1署所あたり			消防職員 訓令定数	消防職員1人あたり			消防 車数	消防車1台あたり		
		面 積 (km ²)	世帯数	人 口		面 積 (km ²)	世帯数	人 口		面 積 (km ²)	世帯数	人 口
市 全 域	8 署 28 出張所	4.01	20,406	41,446	1,416	0.10	519	1,054	36	4.01	20,406	41,446
消 防 局	-	-	-	-	158	-	-	-	-	-	-	-
臨港消防署	1 署 4 出張所	6.57	9,996	19,397	183	0.18	273	530	5	6.57	9,996	19,397
川崎消防署	1 署 2 出張所	2.46	24,968	45,059	141	0.05	531	959	3	2.46	24,968	45,059
幸 消 防 署	1 署 3 出張所	2.52	20,363	41,772	148	0.07	550	1,129	4	2.52	20,363	41,772
中原消防署	1 署 3 出張所	3.70	32,449	63,080	149	0.10	871	1,693	4	3.70	32,449	63,080
高津消防署	1 署 4 出張所	3.42	22,253	45,471	152	0.11	732	1,496	5	3.42	22,253	45,471
宮前消防署	1 署 5 出張所	3.10	17,065	38,272	184	0.10	556	1,248	6	3.10	17,065	38,272
多摩消防署	1 署 3 出張所	5.10	26,529	52,008	140	0.15	758	1,486	4	5.10	26,529	52,008
麻生消防署	1 署 4 出張所	4.62	15,743	35,089	161	0.14	489	1,090	5	4.62	15,743	35,089

(注) 1 1署所あたりの面積、世帯数、人口は、各消防署の署所数で除したものです。
 2 消防職員数は、訓令定数です。
 3 消防車数は、普通消防ポンプ自動車及びそれと同等に運用する化学車の台数です。

消防庁舎の現況 (1)

(平成30年4月1日現在)

名 称	所 在 地	開設年月	主要建物の構造等				電話番号	
			建 築 年 月 (改修)	敷地面積 (㎡)	構造・規模	建 築 延面積 (㎡)		
消防局	総合庁舎	〒210-8565 川崎区南町 20-7	S23.3	H14.3	2,411.82	SRC造9F 地下1F	9,482.54	223-1199
	航空隊	〒136-0082 江東区新木場4-7-53	S60.7	H29.9	900 (借地)	鉄骨造4F	1,448.58	03-3522-0119
	川崎市 消防訓練センター	〒216-0011 宮前区犬蔵 1-10-2	S54.3	H28.2	15,604.19	緊急消防援助隊活動拠点 (屋内訓練所) RC造2F	2,255.55	屋内訓練所 979-0119 音楽隊事務所 975-0119
						訓練塔 (改築中)		
			H3.4	H3.3		音楽隊事務所 RC造1F	231.00	
	鋼管通倉庫	〒210-0852 川崎区鋼管通 1-18-56	S60.4	S60.3	88.14	鉄骨造2F	65.78	—
	小田中倉庫	〒211-0053 中原区上小田中 3-3-19	H8.4	H8.3	264.00 (借地)	鉄骨造2F	149.01	—
野川倉庫	〒213-0027 高津区野川 1243	H1.4	S42.11	954.00 (借地)	RC造2F	244.80	—	
臨港 消防署	本 署	〒210-0832 川崎区池上新町 3-1-5	S23.3	H24.2	1,866.85	RC造4F	2,662.81	299-0119
	浮島出張所	〒210-0862 川崎区浮島町 509-1	H10.11	H10.10	1999.36 (環境局)	鉄骨造2F	1,087.91	271-0119
	千鳥町出張所	〒210-0865 川崎区千鳥町 15-4	S37.7	H4.2	1,267.99	RC造3F	1,130.24	277-0119
	殿町出張所	〒210-0821 川崎区殿町 3-25-2	S41.5	H6.2	580.07	RC造3F	874.55	266-0119
	藤崎出張所	〒210-0804 川崎区藤崎 3-7-1	H19.10	H19.9	671.86	RC造2F	717.17	287-0119
川崎 消防署	本 署	〒210-8565 川崎区南町 20-7	S23.3	消防局総合庁舎に併設				223-0119
	小田出張所	〒210-0846 川崎区小田 7-3-41	S32.2	S58.3	1,578.20	RC造2F	548.10	366-0119
	大島出張所	〒210-0836 川崎区大島上町 20-3	S23.3	S63.3	231.40	RC造3F	444.17	333-0119
幸 消防署	本 署	〒212-0005 幸区戸手 2-12-1	S46.5	H22.3	1,629.98	R C 造 4 F	2,107.00	511-0119
	南河原出張所	〒212-0016 幸区南幸町 2-38	S23.3	S62.1	276.32	RC造3F	441.13	533-0119
	平間出張所	〒212-0053 幸区下平間 4	S28.12	S49.9	528.96	RC造2F	390.43	522-0119
	加瀬出張所	〒212-0055 幸区南加瀬 4-18-5	S34.4	S61.4	448.25	RC造3F	514.47	599-0119
中原 消防署	本 署	〒211-0004 中原区新丸子東3-1175-1	S23.3	H20.3	2,559.11	全体 SRC造(1F~4F) S造(5F~21F) 消防署部分 SRC造(1F~4F) S造(5Fの一部)	14,190.95 3,014.86	411-0119
	荏宿出張所	〒211-0022 中原区荏宿 42-3	S23.3	S57.3	433.05	RC造2F	392.65	435-0119
	井田出張所	〒211-0034 中原区井田中ノ町 23-3	S33.4	S58.5	297.51	RC造2F	336.07	754-0119
	小田中出張所	〒211-0053 中原区上小田中 3-7-1	S28.12	H1.7	380.72	RC造3F	410.94	799-0119

(注) 建築延面積には、別棟面積(通信・受付室・油庫・自転車置場等)及び工作物は含まれません。

消防庁舎の現況（２）

（平成30年4月1日現在）

名称	所在地	開設年月	主要建物の構造等				電話番号	
			建築年月 (改修)	敷地面積 (㎡)	構造・規模	建築延面積 (㎡)		
高津消防署	本署	〒213-0002 高津区二子 5-14-5	S23.3	H17.4	1,312.14	RC造5F	2,052.13	811-0119
	子母口出張所	〒213-0023 高津区子母口 298-2	S54.5	S54.5	600.10	RC造2F	366.59	766-0119
	新作出張所	〒213-0014 高津区新作 4-12-7	S35.8	S56.3	229.05	RC造3F	401.03	853-0119
	梶ヶ谷出張所	〒213-0035 高津区向ヶ丘 8-16	S47.4	H11.2	692.41	RC造2F	513.08	854-0119
	久地出張所	〒213-0032 高津区久地 4-11-19	S36.7	S57.3	309.41	鉄骨造2F	356.05	822-0119
宮前消防署	本署	〒216-0006 宮前区宮前平 2-20-4	S60.7	S60.7	1,534.52	RC造4F	1,379.73	852-0119
	野川出張所	〒216-0001 宮前区野川 3417-28	S42.11	H1.3	1,060.86	RC造2F	487.34	755-0119
	宮崎出張所	〒216-0003 宮前区有馬 2-8-11	S45.2	S45.2 (S62.3)	761.85	RC造2F	407.94	855-0119
	向丘出張所	〒216-0022 宮前区平 1-4-17	S40.9	H4.11	388.17	RC造2F	424.10	888-0119
	犬蔵出張所	〒216-0011 宮前区犬蔵 1-10-2	S55.4	S55.3 (H27.3)	1142.96	RC造2F	341.86	976-0119
	菅生出張所	〒216-0015 宮前区菅生3-43-23	S45.8	H28.2	537.32	RC造2F	535.86	977-0119
多摩消防署	本署	〒214-0032 多摩区枅形 2-6-1	S23.3	H3.3	1,762.92	RC造3F	1,647.33	933-0119
	宿河原出張所	〒214-0021 多摩区宿河原 3-12-1	S46.5	S46.5	391.58	RC造2F	227.50	900-0119
	菅出張所	〒214-0004 多摩区菅馬場 1-13-1	S39.6	H3.3	382.41	RC造2F	412.25	945-0119
	栗谷出張所	〒214-0039 多摩区栗谷 3-30-8	S49.9	S49.9	950.65	RC造2F	288.13	953-0119
麻生消防署	本署	〒215-0004 麻生区万福寺1-5-4	S60.7	S60.7	1,340.90	RC造3F	1,492.57	951-0119
	王禅寺出張所	〒215-0018 麻生区王禅寺東 4-1-6	S52.5	S52.3 (H30.1)	1,003.98	RC造2F	314.74	954-0119
	百合丘出張所	〒215-0011 麻生区百合丘 1-18-4	S38.5	H2.11	595.03	RC造2F	410.93	966-0119
	柿生出張所	〒215-0023 麻生区片平2-30-7	S44.4	H26.3	764.08	RC造2F	761.77	989-0119
	栗木出張所	〒215-0032 麻生区栗木台4-2-1	H26.4	H25.1	1,851.81	RC造2F	598.07	987-0119

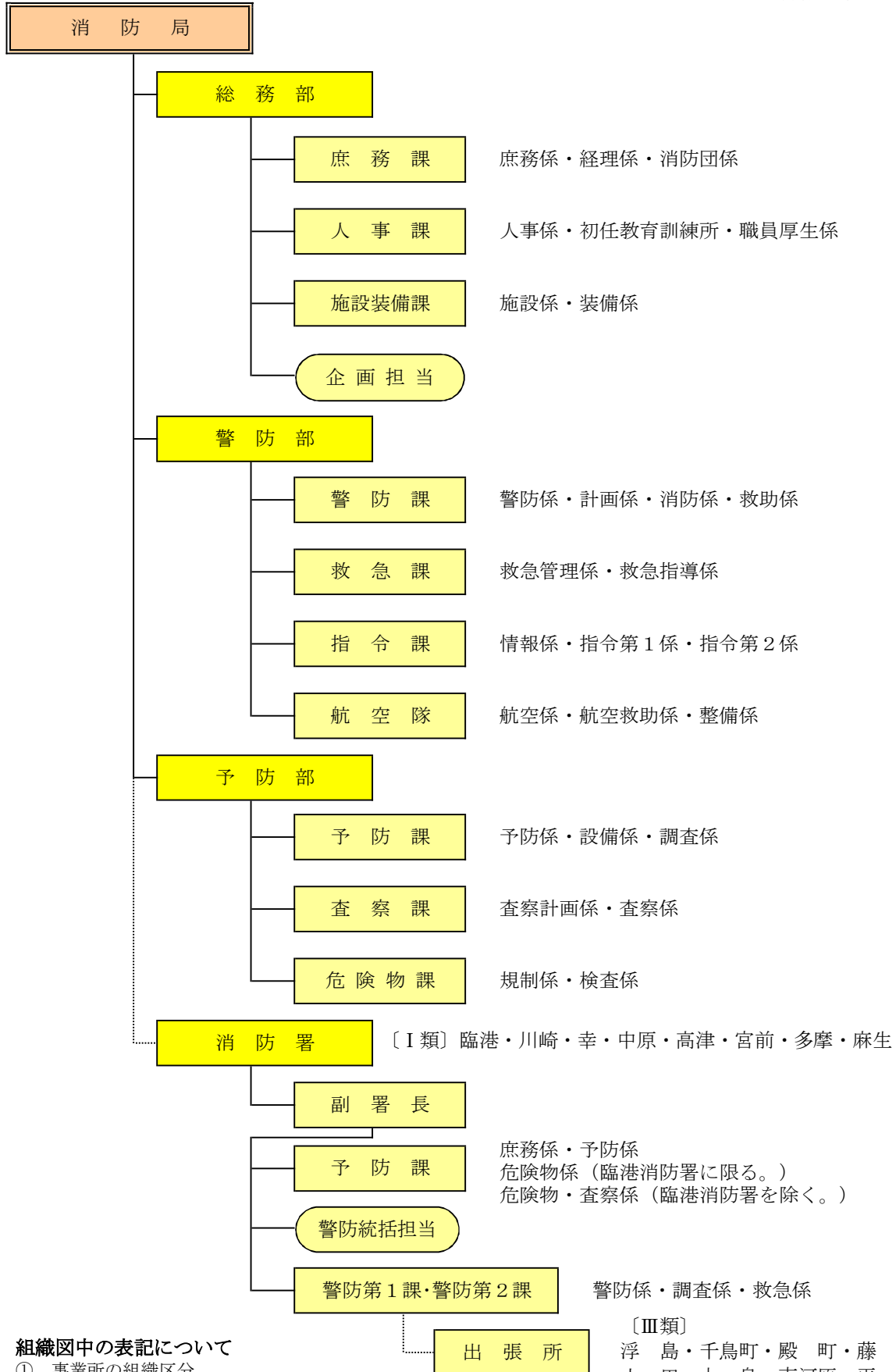
管理庁舎の現況

（平成30年4月1日現在）

名称	所在地	開設年月	主要建物の構造等				戸数
			建築年月	敷地面積 (㎡)	構造・規模	建築延面積 (㎡)	
小田公舎	〒210-0846 川崎区小田7-3-2	S56.5	S56.5	4,126.17	RC造4F	1,589.20	20
幸公舎	〒212-0025 幸区古川町83	H8.4	H8.3	1,026.02	RC造3F	1,671.29	22
消防会館	〒210-0006 川崎区砂子2-10-6	S53.7	S53.7	91.68	RC造3F	150.24	1

消防局の組織

(平成30年4月1日現在)



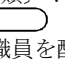
組織図中の表記について

① 事業所の組織区分

〔Ⅰ類〕：部相当の事業所

〔Ⅱ類〕：課相当の事業所

〔Ⅲ類〕：係相当の事業所

②  は、部付け、署付け担当で担当課長の職員を配置する組織を示す。

③ ----- は、指揮監督系統を示す。

〔Ⅲ類〕

浮島・千鳥町・殿町・藤崎
小田・大島・南河原・平間
加瀬・荻宿・井田・小田中
子母口・新作・梶ヶ谷・久地
野川・宮崎・向丘・犬蔵
菅生・宿河原・菅・栗谷
王禅寺・百合丘・柿生・栗木

消防局の事務分掌

(平成30年4月1日現在)

総務部

庶務課

庶務係・経理係・消防団係

- 局の予算及び決算に関すること。
- 公印の総括管理に関すること。
- 文書の指導総括に関すること。
- 条例案、規則案等の審査及び総括に関すること。
- 情報公開、個人情報の保護等の連絡調整に関すること。
- 市議会に関すること。
- 消防行政統計に関すること。
- 財務事務の指導等に関すること。
- 消防団の組織及び運用その他消防団に関すること。
- 消防団員等の災害補償に関すること。
- 消防関係諸機関との連絡調整に関すること。
- 全国消防長会等に関すること。
- 消防に係る広報及び広聴に関すること。
- 局内他の課の主管に属しないこと。

人事課

人事係・初任教育訓練所・職員厚生係

- 消防職員の配置及び人事評価に関すること。
- 消防職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、賞罰その他身分に関すること。
- 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 消防職員の服務監察に関すること。
- 褒章及び表彰に関すること。
- 消防職員の研修、消防教育訓練及び初任実務教育に関すること。
- 消防職員の福利厚生に関すること。
- 消防職員の給与、旅費及び退職年金の支給等に関すること。
- 消防職員の安全管理、衛生管理及び公務災害補償に関すること。
- 消防職員の服制及び被服その他の貸与品に関すること。
- 消防職員委員会に関すること。
- 消防音楽隊に関すること。
- 非常勤嘱託員等に関すること。

施設装備課

施設係・装備係

- 消防用財産の取得管理及び処分に関すること。
- 消防施設の建築計画及び執務環境その他庁舎及び施設に関すること。
- 消防水利の維持管理に関すること。
- 消防用機械器具及び装備品に関すること。

企画担当

- 消防組織制度に関すること。
- 重要な施策の企画及び総合調整に関すること。
- 情報化施策に関すること。
- 川崎市消防計画に関すること。
- 消防問題調査委員会に関すること。

警 防 部

警 防 課

警防係・計画係・消防係・救助係

- 消防隊等の活動計画及び出場計画に関すること。
- 消防隊等の運用に関すること。
- 消防水利計画及びその運用に関すること。
- 消防隊等の訓練及び消防隊員等の研修に関すること。
- 消防活動技術の調査研究に関すること。
- 救助隊の訓練及び救助隊員の研修に関すること。
- 救助活動技術の調査研究に関すること。
- 救助隊の管理に関すること。
- 消防応援に関すること。
- 特殊災害対策に関すること。
- 消防職員及び消防団員の動員に関すること。
- 宅地造成事業等に関する消防上の指導に関すること。
- 自衛消防隊、自主防災組織等の訓練の指導に関すること。
- 火災警報及び消防信号に関すること。
- 部内他の課の主管に属しないこと。

救 急 課

救急管理係・救急指導係

- 救急業務の基本計画に関すること。
- 救急隊の運用に関すること。
- 救急医療関係機関等との連絡調整に関すること。
- 救急救命士の養成に関すること。
- 救急隊員の資格等に関すること。
- 救急隊の訓練及び救急隊員の研修に関すること。
- 救急医療及び救急技術の調査研究に関すること。
- 応急手当の普及啓発に関すること。
- 患者等搬送事業に関すること。
- メディカルコントロール体制の推進に関すること。
- メディカルコントロール協議会に関すること。

指 令 課

情報係・指令第1係・指令第2係

- 消防指令システム及び消防情報管理システムの管理及び運用に関すること。
- 消防通信施設の管理及び運用に関すること。
- 消防指令システム及び消防情報管理システムに係る調査研究に関すること。
- 消防通信に係る調査研究に関すること。
- 災害情報の受信及び管理に関すること。
- 出場指令及び部隊の管制に関すること。
- 消防無線通信の運用及び技術指導に関すること。

航 空 隊

航空係・航空救助係・整備係

- 航空業務計画に関すること。
- 航空機の運航に関すること。
- 操縦訓練に関すること。
- 航空救助の実施に関すること。
- 航空救助訓練に関すること。
- 航空機、付属機器等の整備に関すること。

- 航空機の整備訓練に関すること。

予 防 部

予 防 課

予防係・設備係・調査係

- 火災その他の災害の予防指導に関すること。
- 防火管理に関すること。
- 防災管理に関すること。
- 消防用設備等に関すること。
- 建築物の消防同意等及び検査に関すること。
- 建築物の建築に係る防火上の指導に関すること。
- 火災等の調査及び調査技術の指導に関すること。
- 危険物等の確認試験に関すること。
- 消防に係る研究及び開発に関すること。
- 公益財団法人川崎市消防防災指導公社に関すること。
- 部内他の課の主管に属しないこと。

査 察 課

査察計画係・査察係

- 防火対象物の立入検査及び違反処理に関すること。
- 防火対象物の表示制度に関すること。
- 防火対象物の実態調査に関すること。
- 屋外の火災予防に関すること。
- 小規模雑居ビル等の防火安全対策に関すること。
- 消防設備士及び消防設備点検資格者の指導等に関すること。

危 険 物 課

規制係・検査係

- 危険物及び指定可燃物の規制に関すること。
- 危険物製造所等の許可、完成検査及び諸届出に関すること。
- 危険物製造所等の完成検査前検査、保安検査及び自主点検に関すること。
- 危険物及び指定可燃物の立入検査並びに違反処理に関すること。
- 危険物及び指定可燃物に係る災害調査に関すること。
- 危険物及び指定可燃物の保安に係る技術指導等に関すること。
- 石油コンビナート等災害防止法に関すること。
- 火薬類の規制に関すること。
- 火薬類製造営業等の許可、完成検査及び諸届出に関すること。
- 火薬類製造施設等の保安検査及び自主検査に関すること。
- 火薬類の立入検査等に関すること。
- 火薬類に係る災害調査に関すること。
- 火薬類の保安に係る技術指導等に関すること。
- 高圧ガスの規制に関すること。
- 高圧ガスの製造等の許可、完成検査及び諸届出並びに容器検査所の登録、容器の刻印等に関すること。
- 高圧ガス製造施設等の保安検査及び自主検査に関すること。
- 高圧ガスの立入検査等に関すること。
- 高圧ガスに係る災害調査に関すること。
- 高圧ガスの保安に係る技術指導等に関すること。
- 危険物等保安審議会に関すること。
- コンビナート安全対策委員会に関すること。

消 防 署

予 防 課

庶務係・予防係・危険物係（臨港消防署に限る。）・危険物・査察係（臨港消防署を除く。）

- 公印の保管に関する事。
- 公文書の管理に関する事。
- 署員の人事及び配置に関する事。
- 署員の給与等の支給に関する事。
- 署員の安全管理、福利厚生及び公務災害に関する事。
- 署員の研修管理に関する事。
- 消防施設の保守管理に関する事。
- 物品の出納保管に関する事。
- 消防用油脂類に関する事。
- 車両の点検及び定期点検に関する事。
- 消防団等に関する事。
- 消防団の機械器具等に関する事。
- 火災予防の実施計画に関する事。
- 広報及び広聴に関する事。
- 防火管理に関する事。
- 防災管理に関する事。
- 建築物の消防同意等及び検査に関する事。
- 火災予防関係の申請及び届出に関する事。
- 屋外の火災予防に関する事。
- 防火協会等各種団体に関する事。
- 消防用設備等に関する事。
- 防火対象物に係る立入検査及び違反処理に関する事。
- 防火対象物の表示制度等に関する事。
- その他火災予防に関する事。
- 危険物製造所等の許可、承認及び届出に関する事。
- 危険物製造所等の完成検査前検査及び完成検査に関する事。
- 危険物製造所等の保安に関する事。
- 特定事業所の防災に関する事（臨港消防署に限る。）。
- 危険物施設等に係る立入検査及び違反処理に関する事。
- 少量危険物及び指定可燃物の届出並びにタンクの水張検査等に関する事。
- 特定防災施設等の届出及び検査に関する事（臨港消防署に限る。）。
- 危険物及び指定可燃物に係る災害調査に関する事。
- 危険物施設に係る消防用設備等に関する事。
- 危険物事故防止等に関する事。
- 危険物許可手数料の徴収、出納に関する事。
- 署内他の課の所管に属しない事。

警防第1課・警防第2課

警防係・調査係・救急係

- 災害活動に関する事。
- 警防計画及び防災対策に関する事。
- 警防体制、災害活動の指揮に関する事。
- 消防職員及び消防団員の動員に関する事。
- 火災警報、消防信号及び消防通信に関する事。
- 消防地理及び消防水利に関する事。
- 消防隊等の運用及び訓練に関する事。
- 救助業務に関する事。
- 自衛消防隊、自衛防災組織等の訓練の指導等に関する事。

- 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に関すること。
- 火災の調査及び災害調査に関すること。
- 指揮情報隊に関すること。
- 火災統計に関すること。
- 災害情報及び災害現場広報に関すること。
- 課の安全管理に関すること。
- 火災予防指導等に関すること。
- 救急活動に関すること。
- 救急隊の運用及び訓練に関すること。
- メディカルコントロールに関すること。
- 救急資機材に関すること。
- 救急統計に関すること。
- 救急技術の研究に関すること。
- 市民に対する救急の技術指導及び救急知識の普及に関すること。
- 救急告示医療機関等の連絡に関すること。
- その他救急業務に関すること。
- 消防用機械器具に関すること。
- 機関員の技術指導に関すること。
- 消火薬剤等に関すること。

出張所

- 消防施設の保守管理に関すること。
- 物品の保管に関すること。
- 広報及び広聴に関すること。
- 消防用機械器具に関すること。
- 警防計画に関すること。
- 消防地理及び消防水利に関すること。
- 災害情報の収集に関すること。
- 職場研修に関すること。
- 自衛消防隊、自衛防災組織等の訓練指導に関すること。
- 火災の調査及び災害調査に関すること。
- 救急に関すること。
- 火災予防指導等に関すること。
- 消防法、川崎市火災予防条例及び川崎市防火管理等に関する規程に基づく届出等のうち、別に定めるものの処理に関すること。
- その他、消防長が定める事項に関すること。

消 防 職 員

消防職員は、市民の生命と財産を守り、安全な地域社会実現のため各種災害に対処し、災害の防除・救急救助等の消防業務に努めています。

〔 消 防 職 員 の 現 在 員 〕

(平成30年4月1日現在)

区 分	合 計	消 防 吏 員										一 般 職 員				
		小 計	消 防 司 監	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	小 計	事 務 職 員	技 術 職 員		
合 計	1,438 (62)	1,433 (62)	1	3	12	54 (1)	196 (4)	260 (13)	415 (24)	43	449 (20)	5	2	3		
消 防 局	小 計	186 (8)	181 (8)	1	3	4	14	51 (2)	67 (3)	22 (3)	-	19	5	2	3	
	総務部	庶務課	17 -	16 -	1 -	1 -	1 -	- -	6 -	6 -	1 -	- -	- -	1 -	1 -	- -
		人事課	40 (1)	40 (1)	- -	- -	- -	2 -	6 (1)	12 -	2 -	- -	18 -	- -	- -	- -
		施設装備課	9 -	8 -	- -	- -	- -	1 -	3 -	1 -	3 -	- -	- -	1 -	- -	1 -
		企画担当	3 -	3 -	- -	- -	- -	1 -	1 -	1 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	警防部	警防課	14 (1)	13 (1)	- -	1 -	1 -	- -	4 -	7 (1)	- -	- -	- -	1 -	1 -	- -
		救急課	8 -	8 -	- -	- -	- -	1 -	3 -	4 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
		指令課	34 (4)	32 (4)	- -	- -	- -	4 -	5 -	12 (1)	11 (3)	- -	- -	2 -	- -	2 -
		航空隊	18 -	18 -	- -	- -	- -	3 -	9 -	6 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	予防部	予防課	15 (1)	15 (1)	- -	1 -	2 -	- -	5 (1)	7 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
		査察課	9 (1)	9 (1)	- -	- -	- -	1 -	2 -	4 (1)	2 -	- -	- -	- -	- -	- -
		危険物課	19 -	19 -	- -	- -	- -	1 -	7 -	7 -	3 -	- -	1 -	- -	- -	- -
	消 防 署	小 計	1,252 (54)	1,252 (54)	-	-	8	40 (1)	145 (2)	193 (10)	393 (21)	43	430 (20)	-	-	-
		臨港消防署	181 (6)	181 (6)	- -	- -	1 -	5 -	22 -	22 -	60 (1)	7 -	64 (5)	- -	- -	- -
川崎消防署		140 (8)	140 (8)	- -	- -	1 -	5 -	14 -	20 (3)	45 (2)	5 -	50 (3)	- -	- -	- -	
幸消防署		148 (8)	148 (8)	- -	- -	1 -	5 -	16 (1)	26 (2)	45 (2)	5 -	50 (3)	- -	- -	- -	
中原消防署		149 (9)	149 (9)	- -	- -	1 -	5 (1)	18 -	20 (1)	48 (4)	5 -	52 (3)	- -	- -	- -	
高津消防署		151 (8)	151 (8)	- -	- -	1 -	5 -	19 -	23 (1)	47 (4)	5 -	51 (3)	- -	- -	- -	
宮前消防署		183 (3)	183 (3)	- -	- -	1 -	5 -	22 (1)	32 (1)	56 (1)	6 -	61 -	- -	- -	- -	
多摩消防署		140 (5)	140 (5)	- -	- -	1 -	5 -	16 -	22 (1)	43 (2)	5 -	48 (2)	- -	- -	- -	
麻生消防署		160 (7)	160 (7)	- -	- -	1 -	5 -	18 -	28 (1)	49 (5)	5 -	54 (1)	- -	- -	- -	

(注) 1 ()内は、女性職員で内数です。

2 休職者及び初任の教育訓練中の消防職員等を含みます。

消 防 予 算

平成30年度の本市当初予算額は総額で1兆4,456億20万5千円(対前年度比0.1%増)であり、このうち一般会計予算額は、7,366億2,817万8千円(対前年度比3.9%増)です。

消防予算額は、163億9,111万1千円(対前年度比8.3%減)であり、その主要事業は、消防庁舎等の整備、消防指令体制の整備、消防団活動の充実強化、消防艇の整備・維持管理、救急救命士の養成等です。

(単位 千円)

消 防 費 予 算 額 (A)	平成30年度	平成29年度	増▲減
	16,391,111	17,874,739	▲ 1,483,628
常備消防費	14,320,792	14,468,090	▲ 147,298
職 員 給 与 費	10,735,386	10,926,459	▲ 191,073
共 済 費	2,013,912	1,980,052	33,860
研 修 事 業 費	41,084	38,181	2,903
一 般 管 理 経 費	841,847	835,439	6,408
消 防 活 動 事 業 費	623,680	623,935	▲ 255
消 防 普 及 啓 発 事 業 費	64,883	64,024	859
非常備消防費	216,082	218,077	▲ 1,995
団 員 報 酬	28,368	27,994	374
退 職 報 償 金	27,332	27,332	0
出 務 費 用 弁 償	61,366	64,356	▲ 2,990
補 助 金	11,478	10,248	1,230
公 務 災 害 補 償 等 金 共 済 基 金 掛	47,754	47,503	251
運 営 事 業 費	12,638	16,019	▲ 3,381
貸 与 被 服 費	16,872	14,412	2,460
施 設 運 営 費	10,274	10,213	61
消防施設費	1,854,237	3,188,572	▲ 1,334,335
救 急 車 両 等 購 入 費	132,089	133,000	▲ 911
消 防 車 両 購 入 費	330,511	216,117	114,394
通 信 設 備 整 備 事 業 費	346,760	1,161,049	▲ 814,289
耐 震 性 貯 水 槽 建 設 事 業 費	23,408	83,603	▲ 60,195
庁 舎 等 増 改 築 事 業 費	135,272	914,688	▲ 779,416
庁 舎 等 整 備 事 業 費	71,201	428,456	▲ 357,255
消 防 団 施 設 等 整 備 事 業 費	12,710	3,307	9,403
消 防 団 車 両 整 備 事 業 費	19,000	19,000	0
消 火 栓 設 置 等 負 担 金	243,089	222,278	20,811
消 防 艇 整 備 事 業 費	540,197	7,074	533,123

(単位 千円)

市 一 般 会 計 予 算 (B)	736,628,178	708,783,732	27,844,446
市一般会計予算に対する 消防費予算の構成比(A)/(B)	2.2 %	2.7 %	—

(単位 千円)

年 度 別 当 初 予 算・決 算	消防費(a)	市一般会計(b)	構成比(a)/(b)	
28年度	当 初 予 算	17,152,998	638,982,234	2.7 %
	決 算	16,628,763	610,990,927	2.7 %
27年度	当 初 予 算	19,093,114	618,872,041	3.1 %
	決 算	18,509,744	602,309,503	3.1 %
26年度	当 初 予 算	17,719,318	617,116,662	2.9 %
	決 算	17,034,299	607,318,105	2.8 %
25年度	当 初 予 算	16,439,814	598,409,068	2.7 %
	決 算	15,926,466	575,602,322	2.8 %

平成30年度川崎市消防行政重点施策

首都直下地震や南海トラフ地震等（以下「大規模災害」という。）の発生が危惧される中、有事の際に防災機関として迅速かつ確実な対応が図れるよう消防体制の強化と消防防災拠点としての施設等の整備や機能強化への継続的な取組が課題となっています。

今年度は、新たな住宅宿泊事業法の施行（平成30年6月15日施行）に伴い、住宅宿泊事業者に対して、相談・審査・検査を通して、消防法令に基づく火災予防対策について指導を確実に行うとともに関係機関との更なる連携が重要となります。また、本市では、依然として、高齢者が犠牲となる火災が多く発生していることから、高齢者等へのより一層の火災予防対策の推進に取り組む必要があります。

川崎市総合計画や川崎市行財政改革プログラムに位置付けた事務事業の着実な推進を図るとともに、消防力の総合的な強化に向けて、次の施策に取り組みます。

防災拠点等の整備

- 計画的かつ効率的な消防署所、器具置場等の改築等により、消防力の基盤となる防災拠点の整備を行います。また、都市構造や人口動態等の変化を踏まえるとともに、緊急車両の現場到着時間等を考慮し、地域特性に応じた消防署所や救急隊の適正配置の検討を行います。

災害対応力の向上

- 消防艇第5川崎丸を平成30年度から2か年計画により建造するとともに、第6川崎丸更新に向けた設計内容の検討・調整を行い、臨海部の災害対応力の強化を推進します。
- 消防団員の確保に向けて、消防団の重要性及び活動内容等を、地域住民や幅広い年齢層に対して広報するほか、消防団協力事業所表示制度、消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の拡充や年報酬額の検討など処遇改善に向けた活動環境の整備により、消防団の魅力を向上させ、区域の居住者のほか、勤務者、学生、女性等を対象に幅広い募集活動を行い、更なる入団促進に取り組めます。
- 複雑多様化するあらゆる災害に迅速・確実・安全に対応するため、消防隊及び救助隊の基礎能力、応用能力及び部隊連携等の強化に向けた各種訓練・研修等を実施し、消火・救助活動体制の充実により、総合的な災害対応力の向上を図ります。
- 大規模災害に対応するため、各避難所及び消防署に配置した消火ホースキットを活用して、地域住民に対する訓練指導を行い、地域防災力の向上への取組を推進します。
- 大規模災害やNBC災害を想定した関係機関との合同訓練や東京2020オリンピック・パラリンピック等を見据えた大規模商業施設等における訓練を実施し、また、平成30年度に川崎市で実施される九都県市合同防災訓練に参画する等、災害対応力の向上を図ります。
- ヘリコプターの365日24時間運航体制充実強化のため、計画的な点検・整備及び乗員の訓練を実施し、災害対応力及び安全運航の向上を図ります。

救急体制の強化

- 救急車の適正利用に向けて、平成27年度から運用を開始した川崎市救急受診ガイドの取組を推進するとともに、継続的な救急需要対策に取り組めます。
- バイスタンダーによる心肺蘇生実施率を向上させるため、応急手当講習業務の委託先と連携し、効率的に講習会を開催することで、市民救命士等の養成を推進します。
- 増加する救急需要に対応するため、平成30年4月麻生消防署王禅寺出張所に救急隊を1隊増隊し、市内北部地域における救急車の現場到着時間の短縮化を推進するとともに、救急隊増隊後の効果検証を行い、救急隊の適正配置に向けた取組を行います。
- 救急救命士の常時乗車体制を確立するため、救急救命士13人を新規養成します。
- メディカルコントロール体制の下、高度な救命処置（気管挿管・ビデオ喉頭鏡・拡大2行為）が実施可能な認定救急救命士の計画的な養成を行います。

- 「川崎市傷病者の搬送及び受入れ実施基準」の検証などを通じて、迅速な救急搬送と円滑な医療機関の受入れ体制の整備を図ります。

消防指令体制の強化

- 固定局多重無線設備の再整備に取り組むとともに、消防指令システム及び消防情報管理システムの適切な運用等により、消防指令体制を強化します。

火災予防に向けた取組

- 昭和51年以来連続して最も多い火災原因が「放火（疑いを含む。）」であるため、防火指導員制度等を活用し、町内会・自治会との連携により、放火火災防止対策を推進します。
- 高齢者等の人口が年々増加する中、火災による死傷者に占める高齢者の割合が高くなってきていることから、関係機関及び市関係部局との連携の強化により、高齢者等の住宅防火対策及び死傷者の発生防止に向けた対策を推進するとともに、火災予防運動などあらゆる機会を通じて、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理等に関する周知を行います。
- 地域防災力の向上のため、小学生を対象とした「みんなが消防士」事業や中学・高校生を対象とした「地域防災スクール」事業を推進するとともに、継続した防火防災教育により、自助・共助の取組と地域の防火防災を担う人材の育成を図ります。
- 住宅宿泊事業法の施行に伴い、関係者に対して住宅宿泊事業の適正な運営に向けて、新たな消防用設備等の設置等を含めた火災予防に係る必要な指導を関係機関と連携しながら実施します。
- 消防法令の改正に基づき、旅館、ホテル、社会福祉施設、病院等の火災予防対策の充実、強化を図るため、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について指導、周知等を行い、経過措置後の違反対象物については、違反是正に向けた指導を実施します。
- 火災の予防及び火災による被害の軽減を図るため、火災が発生した場合に被害の拡大が予想される防火対象物等への重点的な立入検査及び違反処理の実施や、立入検査対象外となる小規模な防火対象物への実態調査の実施等、効率的・効果的な運用により査察執行体制を強化します。
- 「防火対象物に係る表示制度」及び「違反対象物に係る公表制度」により、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の確実な推進及び消防用設備等の適正な設置を促進します。
- 危険物施設保有事業者を対象とした立入検査及び安全担当者等講習会の継続的な実施により、危険物施設の自主保安体制の向上を図り、市内における危険物施設の安全対策の推進に努めます。
- 特定事業所が設置している特定防災施設等について、地震・津波発生時においても機能が回復できるよう、応急対策に係る措置の推進を図ります。
- 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策については、継続して当該対策に係る措置の推進を図り、また、内部浮き蓋付き特定屋外タンクの早期耐震化に向けた指導の徹底を図ります。
- 市内の火薬類関係施設及び火薬類の消費場所（花火大会等）に対する立入検査等の実施により、保安体制の向上を図り、火薬類に係る安全対策を推進します。
- 神奈川県から権限が移譲された高圧ガス保安法に係る業務について、市内の高圧ガス関係者の実態を把握するとともに、当該施設に対する立入検査の実施、関係団体が主催する講習会への講師派遣により、市内事業所等の自主保安体制の向上を図り、高圧ガスに係る安全対策を推進します。

働き方・仕事の進め方改革等の取組

- 全庁的な取組と連携し対応する等、「働き方・仕事の進め方改革」を推進します。
- 社会環境の変化に伴い、多様化・増大化する市民ニーズに対応するため、職員個々の職務遂行能力の向上を目指し、人材育成計画に基づき、年間を通じ計画的な人材育成に取り組めます。
- 安全衛生及び労務管理に係る取組を推進し、職場環境の改善に努めます。

消 防 情 勢 の 推 移 (1)

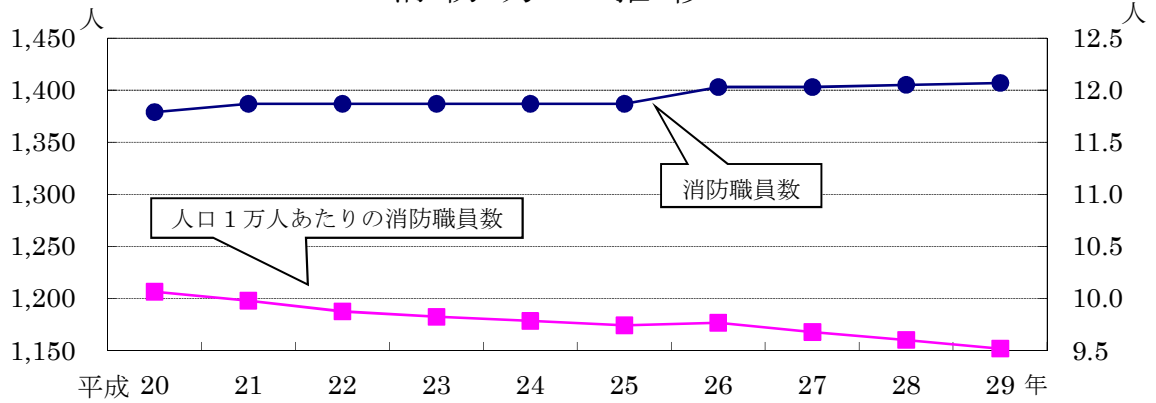
年 別	市 勢			署所数		消 防 費 当初予算 (千円)	消防職員(条例定数)		消防団		
	面 積 (km ²)	世帯数	人 口	署	所		消防吏員	その他の 職 員	団 数		団 員 (実数)
									団	分団	
昭和24年	129.46	63,344	303,641	2	7	37,400	357	16	3	22	1,286
昭和25年	129.46	69,017	320,338	2	8	54,633	357	16	3	22	1,288
昭和26年	129.46	74,397	341,850	2	9	61,781	357	16	3	22	1,286
昭和27年	129.46	80,525	364,886	2	9	91,634	356	26	3	22	1,281
昭和28年	131.25	86,604	388,992	2	9	120,138	356	26	3	22	1,278
昭和29年	131.26	95,281	418,264	2	11	136,907	356	26	3	22	1,251
昭和30年	131.26	100,541	432,402	2	11	142,944	356	26	3	22	1,258
昭和31年	131.26	102,466	457,051	2	11	151,057	356	26	3	22	1,285
昭和32年	131.26	109,939	483,460	2	12	165,921	356	26	3	22	1,282
昭和33年	131.26	120,328	516,737	2	13	190,955	356	26	3	22	1,314
昭和34年	131.28	131,371	551,415	2	15	219,006	399	11	3	22	1,314
昭和35年	131.86	142,340	588,492	3	14	263,806	415	11	3	22	1,322
昭和36年	132.97	165,483	651,005	3	15	296,463	427	11	4	24	1,322
昭和37年	133.22	182,217	697,534	3	16	388,395	495	16	4	24	1,323
昭和38年	135.12	199,066	740,690	3	17	464,584	512	16	4	24	1,316
昭和39年	135.38	214,304	779,004	4	17	570,280	550	16	4	24	1,320
昭和40年	136.16	229,495	822,600	4	18	694,456	607	16	4	24	1,299
昭和41年	136.17	240,979	863,720	4	19	807,646	681	19	4	24	1,296
昭和42年	136.17	255,683	891,030	4	20	928,689	739	22	4	24	1,309
昭和43年	136.17	263,964	909,703	4	21	990,711	791	22	4	24	1,305
昭和44年	136.17	278,977	937,648	5	21	1,203,653	857	22	5	24	1,311
昭和45年	136.17	295,225	956,816	5	22	1,483,895	932	24	5	24	1,312
昭和46年	136.17	288,171	972,319	5	23	1,795,656	975	24	5	24	1,298
昭和47年	136.17	291,319	980,280	6	24	2,224,826	1,030	24	6	24	1,310
昭和48年	136.17	295,591	991,317	6	25	2,657,528	1,124	24	6	24	1,305
昭和49年	136.17	297,737	996,579	6	25	3,247,771	1,159	24	6	24	1,307
昭和50年	137.53	298,702	1,000,966	6	26	4,403,746	1,233	24	6	24	1,309
昭和51年	141.24	324,072	1,014,997	6	26	4,999,653	1,244	23	6	24	1,309
昭和52年	141.24	327,250	1,025,138	6	26	5,787,210	1,281	23	6	24	1,286
昭和53年	141.24	329,245	1,030,122	6	27	6,459,520	1,309	23	6	24	1,293
昭和54年	141.24	332,289	1,037,019	6	27	6,974,767	1,346	23	6	24	1,298
昭和55年	142.16	334,965	1,041,286	6	29	7,802,996	1,350	23	6	24	1,291
昭和56年	142.16	375,511	1,037,708	6	29	8,218,706	1,354	23	6	24	1,294
昭和57年	142.21	380,800	1,044,428	6	29	9,489,202	1,354	23	6	24	1,296

(注) 消防職員(条例定数)は、平成10年から消防吏員とその他の職員の枠を撤廃しました。余白に訓令定数の推移を記載しています。

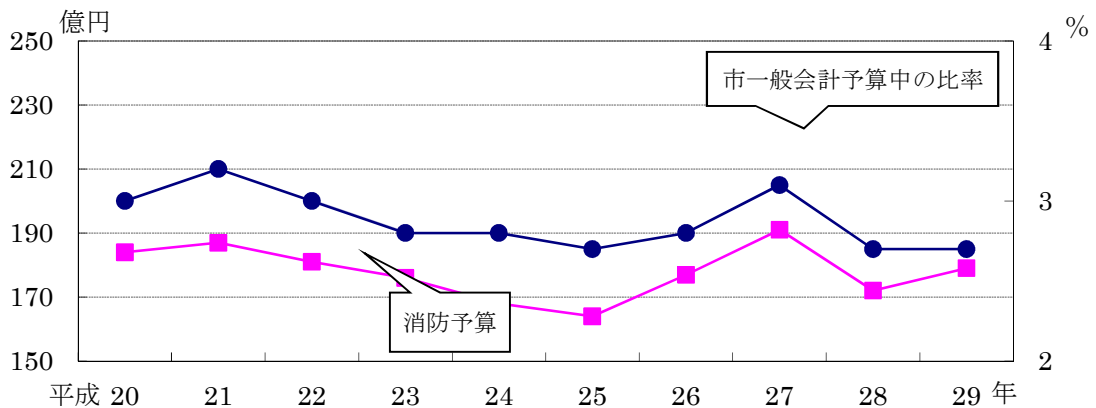
消 防 情 勢 の 推 移 (2)

年 別	市 勢			署所数		消 防 費 当初予算 (千円)	消防職員(条例定数)		消防団		
	面 積 (km ²)	世帯数	人 口	署	所		消防吏員	その他の 職 員	団 数		団 員 (実数)
									団	分団	
昭和58年	142.21	389,799	1,056,897	6	30	9,007,258	1,354	23	6	24	1,306
昭和59年	142.63	396,241	1,067,071	6	30	10,625,256	1,354	23	6	24	1,305
昭和60年	142.63	403,010	1,078,749	6	30	10,751,409	1,354	23	6	24	1,303
昭和61年	142.63	406,168	1,091,940	8	30	11,434,255	1,354	23	8	28	1,306
昭和62年	142.63	417,787	1,110,946	8	31	11,982,008	1,354	23	8	28	1,304
昭和63年	142.63	429,974	1,128,988	8	31	12,658,941	1,354	23	8	28	1,289
平成1年	142.73	440,490	1,143,825	8	31	14,244,422	1,354	23	8	28	1,298
平成2年	142.77	451,265	1,156,650	8	31	14,468,286	1,354	23	8	28	1,286
平成3年	143.47	467,494	1,173,412	8	31	14,860,877	1,354	23	8	28	1,291
平成4年	143.73	479,191	1,184,818	8	31	15,724,296	1,354	23	8	28	1,297
平成5年	143.85	488,422	1,191,181	8	31	16,887,850	1,354	23	8	28	1,287
平成6年	143.85	494,194	1,193,850	8	31	17,253,570	1,354	23	8	28	1,252
平成7年	143.85	499,723	1,198,259	8	31	18,423,772	1,354	23	8	28	1,241
平成8年	143.87	513,417	1,198,054	8	31	17,255,803	1,354	23	8	28	1,231
平成9年	144.35	520,610	1,206,341	8	31	18,183,598	1,354	23	8	28	1,303
平成10年	144.35	529,172	1,216,711	8	31	18,475,719	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,278
平成11年	144.35	539,444	1,230,303	8	31	19,124,882	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,268
平成12年	144.35	547,828	1,239,148	8	31	20,089,952	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,249
平成13年	144.35	558,529	1,253,261	8	31	21,535,594	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,237
平成14年	144.35	571,331	1,269,979	8	31	20,705,701	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,237
平成15年	144.35	582,058	1,283,956	8	31	18,581,733	1,386 [訓令定数1372]		8	28	1,223
平成16年	144.35	592,333	1,296,895	8	31	18,493,017	1,386 [訓令定数1382]		8	28	1,196
平成17年	144.35	600,473	1,307,304	8	30	17,477,042	1,386 [訓令定数1380]		8	28	1,184
平成18年	144.35	611,999	1,322,432	8	30	18,114,560	1,386 [訓令定数1380]		8	28	1,192
平成19年	144.35	627,245	1,345,306	8	30	18,851,751	1,386 [訓令定数1379]		8	28	1,207
平成20年	144.35	644,189	1,370,020	8	27	18,419,503	1,379 [訓令定数1380]		8	28	1,220
平成21年	144.35	657,059	1,389,784	8	27	18,737,651	1,387 [訓令定数1386]		8	28	1,219
平成22年	144.35	665,696	1,404,532	8	27	18,121,137	1,387 [訓令定数1386]		8	28	1,197
平成23年	144.35	670,866	1,411,891	8	27	17,637,205	1,387 [訓令定数1388]		8	28	1,177
平成24年	144.35	675,027	1,417,486	8	27	16,833,053	1,387 [訓令定数1388]		8	28	1,182
平成25年	144.35	679,388	1,423,680	8	27	16,439,814	1,387 [訓令定数1388]		8	28	1,161
平成26年	144.35	688,587	1,436,633	8	28	17,719,318	1,403 [訓令定数1403]		8	28	1,166
平成27年	144.35	698,552	1,449,651	8	28	19,093,114	1,403 [訓令定数1404]		8	28	1,181
平成28年	144.35	710,290	1,463,334	8	28	17,152,998	1,405 [訓令定数1404]		8	28	1,177
平成29年	144.35	722,264	1,478,187	8	28	17,874,739	1,407 [訓令定数1406]		8	28	1,164
平成30年	144.35	734,619	1,492,038	8	28	16,391,111	1,417 [訓令定数1416]		8	28	1,170

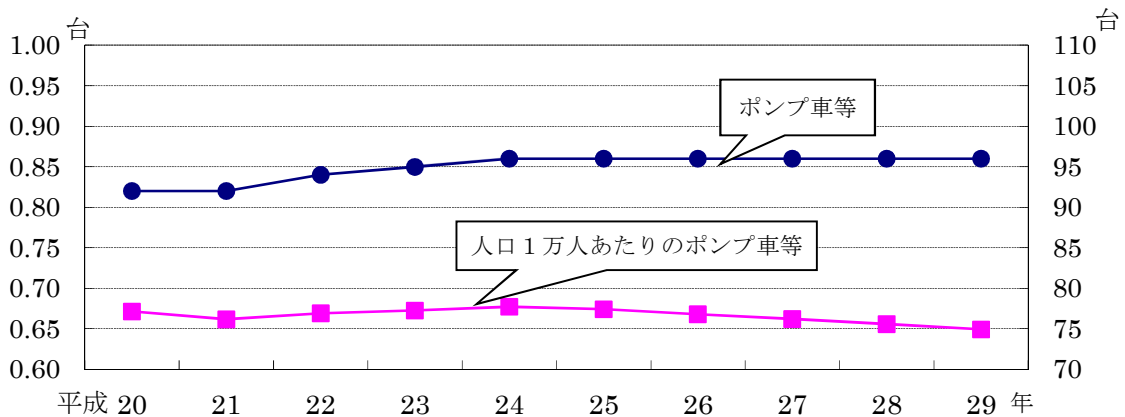
消防力の推移



(注) 消防職員は、各年4月1日現在の職員定数です。



(注) 当初の歳出予算です。



(注) ポンプ車等とは、ポンプ車、化学車、はしご車、大型化学高所放水車、救助工作車、高発泡車、消防艇、救急車の台数です。各年4月1日現在

消防力の整備指針に基づく必要数と現有数の比較

(平成30年4月1日現在)

区分	署所	ポンプ車	はしご車	化学車	三点セット	消防艇	救急車	救助工作車	予防要員	警防要員	庶務要員
必要数	36	43	8	7	1	1	33	8	174	1,251	128
現有数	36	43	8	7	1	1	28	8	140	1,142	136
充足率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	84.8	100.0	80.5	91.3	106.3

(注) 1 ポンプ車は、三点セットのうち泡原液搬送に使用する水槽付ポンプ車を除き算出しました。

2 三点セットは、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車をいいます。